

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月3日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	宮田村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.vill.miyada.nagano.jp/life/pagas/root/10480-028">https://www.vill.miyada.nagano.jp/life/pagas/root/10480-028</a>

執行機関名 宮田村長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宮田村福祉医療費特別給付金条例(平成20年宮田村条例第13号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(子ども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年宮田村条例第29号) 別表第1 宮田村福祉医療費特別給付金条例(平成20年宮田村条例第13号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	宮田村福祉医療費特別給付金条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子ども、障がい児、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子(以下「支給資格者」という。)が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費特別給付金(以下「特別給付金」という。)を支給することにより、家計への医療費負担の軽減及び、それらの人の福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宮田村福祉医療費特別給付金条例